

生活保護基準の引下げに反対する会長声明

1 政府は、平成24年8月17日、「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定し、生活保護の見直しをはじめとする合理化・効率化に最大限取り組み、極力経費の圧縮に努めることを明らかにした。

また、社会保障審議会生活保護基準部会は、第1十分位（全世帯を10の所得階層に分けた場合、その最も低い所得の世帯の層）の消費生活水準と現行の生活扶助基準額との比較により生活保護基準の検証を行い、本年1月18日、生活保護基準の引下げを強く示唆する内容の報告書をとりまとめた。

この報告書を受け、厚生労働大臣は、生活保護支給額を全体として引き下げる考えを表明し、政府は、本年1月29日、生活保護基準の引下げを前提とした来年度予算案を閣議決定した。

2 しかしながら、我が国における生活保護基準未満の低所得世帯の中で、現実に生活保護を受給している割合（生活保護捕捉率）は、平成22年4月の厚生労働省発表でも所得ベースで15.3%，保有資産を考慮しても32.1%と推計されているに過ぎない。すると、我が国における低所得世帯の多くは生活保護を受けていない結果、生活保護基準を下回る生活を余儀なくされているのが現状である。このような現状では、第1十分位の消費生活水準が、生活保護基準を下回るのは当然である。かかる現状を放置したまま、第1十分位の消費生活水準との比較により生活保護基準を決定するのであれば、それは生活保護基準の引下げという結論を導くための便法と言わざるを得ない。

また、政府が生活保護基準引下げの方針を打ち出した理由は、過去最多の更新が続く生活保護費が財政を圧迫しており、これを圧縮することにある。しかし、わが国の人ロ1,000人あたりの被保護実人員は、平成24年9月時点16.7人と先進諸外国よりも格段に低く（第12回社会保障審議会生活保護基準部会参考資料より。なおイギリス・ドイツなどはいずれも被保護実人員90人以上），わが国の生活保護費のGDPに占める割合も0.6%とOEC

D加盟国の平均の4分の1に過ぎない（OECD社会支出データベース2007より）。したがって、生活保護基準を引き下げるべき実情にあるとは考え難い。

しかも、生活保護基準引下げの論拠として、最低賃金額等を上回るいわゆる「逆転現象」が指摘されることもあるが、このような矛盾はナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の性格からして、最低賃金額等の引上げによって解消されるのが筋である。

加えて、生活保護基準の引下げに関する議論が広まった背景としては、あたかも生活保護の不正受給が増えているかのような報道がマスコミ等でなされたところが大きいと思われる。しかし、平成22年3月の厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料によれば、不正受給の割合は保護費の0.4%弱であり、その数値の中には、高校生の子どもがアルバイトした賃金の申告漏れのような、必ずしも悪質とは言えないケースが含まれている。ましてや、平成24年4月週刊誌等において人気お笑いタレントの母親が生活保護を受給していた件に関してなされた一連の報道は、極めて例外的な事例を根拠に、扶養が生活保護適用の前提条件であるかのような誤った認識に感化されたものであったといわざるを得ない。

- 3 そもそも、生活保護は憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化した最後のセーフティネットであって、生活保護基準は国民の生存権として保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を決する極めて重要な基準である。すなわち、生活保護基準は、最低賃金、課税最低限度額、社会保険の自己負担額の基準とも運動しており、その引下げの影響は生活保護受給者だけでなく、我が国の社会保障全体に対して大きな影響を与える。例えば、最低賃金は「生活保護に係る施策との整合性」に配慮して定められるのであるから（最低賃金法9条3項）、安易な生活保護基準の引下げは却って最低賃金の引下げを招き労働者の生活を逼迫させかねない。このような生活保護基準の重要性からすれば、その基準次第で

は我が国における社会保障制度全般を破壊することにつながりかねないのであり、「結論が先にありき」の安易かつ拙速な生活保護基準の引下げは到底容認できるものではない。

4 よって、当会は、生活保護基準の引下げに強く反対する。

以上

平成25年2月8日

愛媛弁護士会

会長 田所邦彦